

## コンタクトレンズに係る診療の適正評価について

### 1 現状

近年、酸素透過性に優れたコンタクトレンズや使い捨てコンタクトレンズといった機能や利便性に優れた製品が開発される中で、コンタクトレンズの装用者は1千5百万人に達し、その市場規模も急速に増加している。(参考1)

コンタクトレンズの装用を開始するに当たっては、医療機関において、眼科学的検査が行われ屈折異常(近視等)の診断がなされる必要がある。また、コンタクトレンズ装用に伴う眼障害の発生を早期に発見するために定期的に検査を受けることが勧奨されている(参考2)。

昨今、こうした状況の中で、いわゆるコンタクトレンズ診療所といったコンタクトレンズに係る診療に特化した医療機関が多数開設されるようになってきている。

### 2 論点

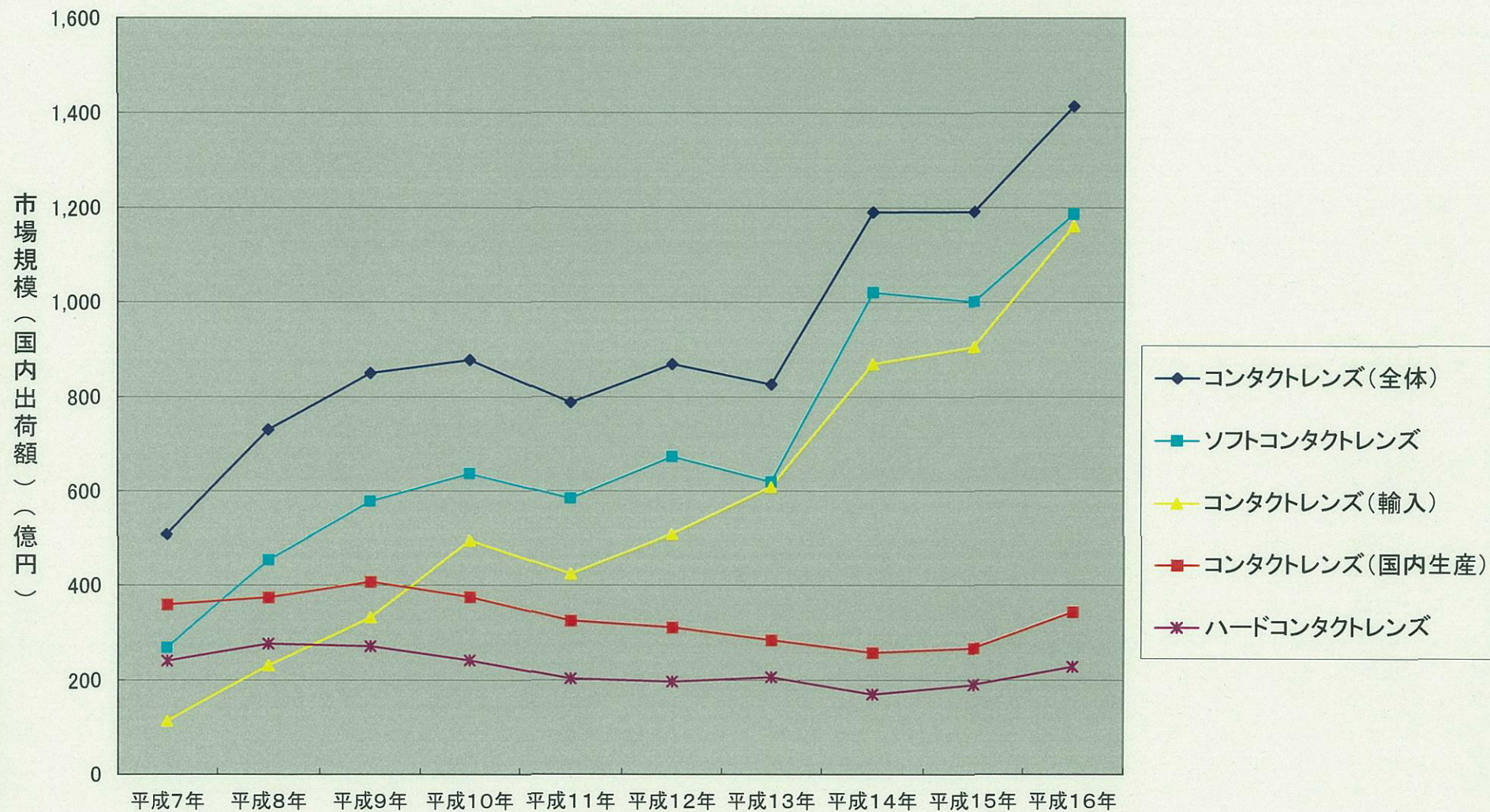
(1) コンタクトレンズの装用者に対しては、コンタクトレンズ装用に伴う眼障害の発生を早期に発見するため、定期的に検査を受けることが勧奨されている。当該定期検査は眼疾病を予防するために実施されるものと考えられる一方で、コンタクトレンズ装用者は他の眼疾病に罹患する蓋然性が高いという側面を有していることから、当該診療が療養の給付の範囲内であるかについて明確になっていないとの指摘がある。以上のことから、コンタクトレンズに係る診療について、以下のとおりその保険給付の範囲を明確化するとともに、その運用が適切に行われるようコンタクトレンズに係る診療の実態把握に努めることとしてはどうか。

- ・ 初診時に眼科学的検査を実施し診断を行うことは、屈折異常という疾病に対する療養に該当することから、保険給付の対

象と考えられる。

- コンタクトレンズの装用者が自覚症状を有して受診する場合など疾病に罹患していることが強く疑われる場合は、療養の給付の対象となると考えられる。ただし、屈折異常に対する継続療養中であることから、初診料ではなく再診料を算定することとなる。
  - コンタクトレンズの装用者に対して、自覚症状が無いにも拘わらず実施される定期的な検査については、疾病に対する療養と見なし得ないことから、保険給付の対象とはならない。
- (2) コンタクトレンズに係る診療は、i) 実施される眼科学的検査がほぼ定まっておき診療内容が定型的であること、ii) コンタクトレンズを装用している患者に対する診療は、屈折異常に対する継続的な診療であるにも拘わらず、一定期間が経過すると初診料を再度算定する場合があるとの指摘があることから、診療報酬上の評価の在り方について検討することとしてはどうか。(参考3)
- (3) コンタクトレンズの処方をするなどコンタクトレンズに係る診療に特化した医療機関について、その評価の在り方を検討してはどうか。

## コンタクトレンズ市場規模推移



(参考1)